

A222

療養病棟療養環境加算

- ◆長期にわたり療養を必要とする患者に提供される療養環境を総合的に評価する加算だよ。



A222 療養病棟療養環境加算

1日につき

療養病棟療養環境加算 1

132点

療養病棟療養環境加算 2

115点



入院1日につき

「療養病棟療養環境加算」は、
届け出た保険医療機関に・・・
長期にわたる療養を行なうにつき
十分な構造設備を有している場合に
所定点数に加算する。



▶ 施設基準 (療養病棟療養環境加算)

長期にわたり療養を必要とする患者への療養環境評価



施設基準（療養病棟療養環境加算1）

◆ 療養病棟療養環境加算1の施設基準 その1

- ア. 当該療養病棟に係る病室の病床数は、1病室あたり4床以下である。
- イ. 当該療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、**6.4㎡以上**である。
- ウ. 当該療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法の測定で、**1.8m以上**である。
ただし、両側に居室（両側にある居室の出入口が当該廊下に面している場合に限る）がある廊下の幅は、**2.7m以上**である。



施設基準（療養病棟療養環境加算1）

◆ 療養病棟療養環境加算1の施設基準 その2

工. 当該病院に機能訓練室を有しており、当該機能訓練室の床面積は、内法による測定で、**40㎡以上**である。
なお、当該機能訓練室には、長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具を備えている。

※必要な器械・器具とは例えば・・・

訓練マットとその他の付属品、姿勢矯正用鏡、車椅子
各種杖、各種測定用具（角度計、握力計等）である。



施設基準（療養病棟療養環境加算1）

◆ 療養病棟療養環境加算1の施設基準 その3

- 才. 療養病棟に係る病床に入院している患者1人につき、内法による測定で **1 m²以上**の広さを有する**食堂**が設けられている。
- 力. 療養病棟の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する談話室が設けられている。
ただし、前項才に規定する食堂と兼用であっても差支えない。
- キ. 当該医療機関内に、身体の不自由な患者の利用に適した浴室が設けられている。



施設基準（療養病棟療養環境加算1）

◆ 療養病棟療養環境加算1の施設基準 その4

ク. 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で、**16㎡以上**である。

※病棟床面積の算定に当たっては、当該病棟内にある

治療室・機能訓練室・浴室・廊下・デイルーム・食堂・面会室・ナースステーション・便所等を面積に参入しても差支えない。



施設基準 (療養病棟療養環境加算2)

◆ 療養病棟療養環境加算2の施設基準

療養病棟環境加算1のア～キまでを満たしている。



▶ 届出に関する事項 (療養病棟療養環境加算)

病棟平面図が中心。実績は不要。



届出に関する事項

◆療養病棟療養環境加算の届出

- 療養病棟療養環境加算1及び加算2の施設基準に係る届出は別添7の様式24、様式24の2を用いる。
- 当該病棟の配置図、平面図（当該加算を算定する病棟の面積等がわかるもの）を添付する。
- なお、当該加算の届出については、実績を要しない。



2012年改定前までの
療養病棟療養環境加算3. 4

2012年の改定により、従前の
「3」「4」は廃止し、



A222-2 療養病棟療養環境改善加算
「1」「2」に組み替えられたよ。



注意事項！

以下の場合には算定不可です。

- 特別の療養提供に係る病室に入院していて、かつ
- 患者から**特別の料金の徴収を行っている場合には算定できないので注意が必要です！**

